

# アメリカにおける制定法解釈と立法資料 (1)

福 永 実

はじめに

第 1 章 制定法解釈と立法資料の史的展開

第一節 序論

第二節 イギリスにおける制定法のエクイティ (equity of the statute)

第三節 建国期における制定法解釈 (~ 1790 年代)

第四節 テクスチュアリズムの生成と確立 (1800 ~ 1850 年代) (以上本号)

はじめに

1 前稿では、わが国の判例実務が実定行政法を解釈するに際し、立法者意思に意識的に言及する場面が増えつつあるのではないかと、との認識の下に、行政法解釈における立法者意思の位置づけ及びその探求方法の基礎理論を整理検討する必要性を問題意識として示した<sup>(1)</sup>。本稿はこれに引き続いて、アメリカ制定法解釈論におけるインテンショナリズムと (ニュー・) テクスチュアリズムの論争を主として参照することで、立法資料の利用方法論を公法学の角度から検討するものである<sup>(2)</sup>。

2 なお日本法との比較、特に立法過程の類似性という視点からは、アメリカ法ではなく、例えばイギリス法を比較対象とすべきではないかと、との疑念もある。日本の実定行政法は、議員立法型制定法も存在するにせよ、圧倒的

---

(1) 拙稿「行政法解釈と立法者意思」広島法学 38 卷 1 号 (2014 年)。なお本稿で登場するアメリカ制定法解釈論における用法ないし概念については、拙稿「行政法教育と制定法解釈」広島法科大学院論集 10 号 (2014 年) 226 頁以下を参照願いたい。

にそれは内閣提出法案に由来するものであるところ、大統領制の下で立法過程の中心が議院内委員会であるアメリカの場合よりも、議院内閣制の下で政府主導で制定法が立案されるイギリスの立法過程の方が、我が国との類似性は当然に顕著だからである<sup>(3)</sup>。

しかし立法資料（legislative history）の形成という面を見た場合、イギリスでも日本と同様、議員立法による立案機能は立法形成過程において大きな比重を占めてはおらず、従って議院内委員会における審議資料も大きな意義を与えられていない。また議場討論資料についても、与党議員の役割は党議拘束の下で政府提出法案を修正なく採決することにあるため議場で実質的な審議が行われることはなく、せいぜい大臣答弁のみが考慮されるに過ぎない、とされるのも我が国と共通する<sup>(4)</sup>。そのため、ある論者によれば、イギリスで立法資料とは、①先行する関連制定法、②議会提出前資料（政府任命委員会による立法提案報告書など）、③議会資料（法案の条項、立案報告書の写し、議場における討論記録）に尽きるとされる<sup>(5)</sup>。日本法との比較という視

---

(2) アメリカ制定法解釈論における、この30年ほどの主要な論争テーマは、立法資料の利用方法である。インテンショナリズムとテクスチュアリズムの論争に関する先行業績として、田中英夫『英米法総論（下）』（東京大学出版会、1980年）504～507頁、林田清明『《法と経済学》の法理論』（北海道大学図書刊行会、1996年）253～258頁、Antonin Scalia（中川丈久訳）「法律解釈における立法史の利用について－議会意図の擬制による司法の責務放棄」ジュリスト1129号（1998年）77頁以下がある。また筑紫圭一「米国における行政立法の裁量論（3）」自治研究86巻10号（2010年）109～112頁も、Chevron判決の第一段階審査における議会意図に関して、制定法解釈論を整理・分析している。

(3) 大山礼子『国会学入門（第2版）』（三省堂、2003年）18～22頁、田中英夫『英米法総論（上）』（東京大学出版会、1980年）21頁。日本型立法過程がアメリカやドイツよりもイギリス型に近いことを述べるものとして、蒔田純『立法補佐機関の制度と機能－各国比較と日本の実証分析』（晃洋書房、2013年）158～159頁参照。

(4) James J. Brudney, *Below The Surface: Comparing Legislative History Usage by The House of Lords and the Supreme Court*, 85 Wash. U.L. Rev. 1 (2007), at 4-5, 40-48.

座からは、②議会提出前資料が中心を占める点で、逆に日本と問題状況が近すぎるといふ点が否めない<sup>(6)</sup>。

またイギリスにおいて参照される立法資料が少ないのは、後述するように、制定法解釈方法論として外部資料排除準則 (Extrinsic Material Exclusionary Rule) が伝統的に採用され、制定法解釈にあたる裁判官が立法資料に依拠することが許されないとする解釈方法 = (厳格な) テクスチュアリズムが採用されてきた点も影響しているものと思われる<sup>(7)</sup>。この点でも、立法資料の利用がそこまで厳格に排除されてきた訳ではない日本法とは状況が異なる<sup>(8)</sup>。

これに対し議員立法中心のアメリカでは、制定法の立案から文言の精緻化まで委員会と議会議場において議員間で激しい交渉と妥協が実践されるため、制定法の意味を知る上でそこでの討論過程が重要なものとなる。それ故、立法過程において創出される立法資料の種類はかなり多く、例えば Nicholas S. Zeppos の実証研究によれば、制定法解釈を扱う約 400 の合衆国最高裁判決

(5) Robert G. Vaughn, *A Comparative Analysis of the Influence of Legislative History on Judicial Decision-Making and Legislation*, 7 Ind. Int'l and Comp. L. Rev. 1 (1996), at 7-8.

(6) 政府内部で法案審議に備えて作成される担当部局内部資料が非公開とされる点でも、日本法と類似する。id. at 8; Brudney, *supra* note 4, at 43.

(7) 日英において類似の立法過程を共有しながら、法解釈において立法資料の利用の是非に差異が分かれたことは、それ自体興味深い事象である。なおイギリスでも、*Pepper v. Hart*, [1993] 1 All E.R. 42 (H.L. 1992) (U.K.) 以降、制定法の規定が不明確であったり、非常識な結果に至るといった一定の条件の下に、大臣や法案提出議員が議場で陳述した立法資料 (Hansard) について、それが当該解釈問題に直接の回答を提示するものである場合のみ、これを参照して制定法解釈をすることが許容されており (at 64, 69)、テクスチュアリズムは緩和されている。*Pepper* 判決を踏まえ、イギリス貴族院裁判官とアメリカ最高裁判事の立法資料の利用をめぐる比較実証研究として、Brudney, *supra* note 4. なお Brudney によれば、イギリスにおいて制定法解釈における立法資料の参照が許容される理論的根拠や方法論はアメリカにおける議論と共通するものがあり (at 35-37)、またアメリカほどではないものの、イギリスでも立法資料の利用頻度は徐々に増加傾向にあるとされる (at 31, Table 1)。

(8) 拙稿「行政法解釈と立法者意思」前掲註 (1) 132 頁参照。

法廷意見の決め手となった立法資料のリストは 23 種類にも上っている<sup>(9)</sup>。またそれ故に、制定法解釈における立法者意思の利用方法のあり方、立法資料の信用性に関わる議論がアメリカ制定法解釈論の中核を構成し、ある比較法研究によれば、この点こそが比較法的に見てアメリカ法の顕著な特徴であると指摘されているのである<sup>(10)</sup>。

こうして行政法解釈における立法者意思の考慮方法という問題を検討するに当たっては、立法者意思について一定の議論の蓄積のあるアメリカの議論を参照することに少なからぬ意義があると思われる<sup>(11)</sup>。

勿論、大統領制下の立法過程と議院内閣制下のそれとの違い、立法に関する議院規則の相違、法解釈主体たる裁判官・市民の制度的能力・環境の相違、議会に対する信頼が低い我が国において立法者意思の探究という問題設定がそもそも可能なのか<sup>(12)</sup>、という比較法研究の所在に関する基本的疑問も踏まえれば、アメリカの議論がそのまま日本にも妥当するはずがないという自覚が必要であることは言うまでもない。

3 また比較行政法研究の観点からも、アメリカ制定法解釈論を参照する意義が見出される。従来、アメリカ行政法学における制定法解釈論としては、

---

(9) Nicholas S. Zeppos, *The Use of Authority in Statutory Interpretation: An Empirical Analysis*, 70 Tex. L. Rev. 1073 (1992), at 1138-39.

(10) Holger Fleischer, *Comparative Approaches To The Use Of Legislative History In Statutory Interpretation*, 60 Am. J. Comp. L. 401 (2012), at 431.

(11) 宇佐美教授は、日本の法解釈方法論と異なり、「アメリカでは、立法者意思の観念は、その尊重を唱える陣営とこれに反対する陣営との論争の焦点をなし、それゆえ厳密な多角的吟味に中断なくさらされてきた」と指摘している。宇佐美誠「立法者意思の再検討」中京法学 34 卷 3・4 号（2000 年）270～273 頁。

なおドイツの法解釈方法論でも、立法者意思の問題が立法権と司法権の基本的構造に関わる問題であることが意識されているとされる。能見善久「法律学・法解釈の基礎研究」星野英一先生古稀祝賀『日本民法学の形成と課題（上）』（有斐閣、1996 年）46、51、53～54 頁。ただ本稿は、能力の問題からドイツ法を取り上げることはしない。

(12) 能見善久「法律学・法解釈の基礎研究」前掲 53～54 頁参照。

Chevron U.S.A. Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc., 467 U.S. 837 (1984) で示された、裁判所の制定法解釈における行政解釈への謙讓論について多くの研究が重ねられてきた。他方で、裁判所が制定法解釈をするに際して「立法の過程における解釈」<sup>(13)</sup>、即ち立法資料をどのように扱い、どの程度考慮すべきか、といった視点に立った日米比較研究は、必ずしも十分ではなかったのではないかと思われる。アメリカ制定法解釈論では、立法資料は、通達に示された行政解釈と並んで現代行政国家における主要な原文外在的な解釈淵源であると位置づけられているところ<sup>(14)</sup>、裁判所が制定法解釈をするに際し、他の統治構造から創出された解釈規範として、行政解釈のみならず議会解釈＝立法資料からもいかなる影響を受けるのか、という課題を設定することも、行政法解釈のあり方の議論に資するところがあると思われる。

4 更に制定法解釈論のサイドからも「行政解釈論」にアプローチすべき必要性が指摘されている。従来のアメリカ制定法解釈論における学説の関心事は、裁判官が立法資料を利用する場合に立法者と裁判官の間に生じる権限分配の問題に注がれてきた。しかし制定法解釈の主体として裁判官のみならず行政機関の存在をも入れ、その立法資料の利用の問題をも射程に収める場合に、制定法解釈論も裁判官中心モデルからの変容を迫られているのである。

アメリカの立法過程が委員会中心主義であるという前述の流布した事実は、アメリカ法制史からすれば 20 世紀中盤からの比較的最近の現象であり、アメリカでも 1930 年代のニュー・ディール期に急激に行政国家化した時期においては、専門的制度能力を有する行政機関が立法形成及び立法資料の作成に関与する実務慣行が確立していた<sup>(15)</sup>。アメリカ行政法学説の中には、行政機関が法形成に深く関与しているとの認識の下で、こと「行政機関の制定法

(13) 林修三『法令解釈の常識』（日本評論社、1975 年）43 頁。

(14) William N. Eskridge, Jr., Philip P. Frickey & Elizabeth Garrett, *Legislation and Statutory Interpretation* (2d ed. 2006), at 303.

解釈」については立法資料を利用することが望ましいとの主張が見られる<sup>(16)</sup>。そのような見解の成立過程を検証し、また行政機関の制定法解釈が裁判官の制定法解釈に及ぼす影響を考察する上でも、隣接する制定法解釈論史から一定の知見を得ておく必要性が認められる。

なおアメリカにおいて立法資料（legislative history）の中心となるのは議会での審議（Legislative Debates）と委員会報告書（Committee Report）であり、以下、本稿で包括的に立法資料と言及する場合には、多くの場合これらの意味で用いる。

## 第1章 制定法解釈と立法資料の史的展開

### 第一節 序論

1 建国当初から19世紀中期頃まで、アメリカの連邦最高裁は、立法資料を引用しこれに依拠して制定法解釈を行うということは全くなく、厳格なテクスチュアリズムの様相を示し続けてきた。しかし南北戦争後、時折、立法資料に言及した制定法解釈を示す最高裁判決が出現し始め、ついには後述する *Church of the Holy Trinity v. United States*, 143 U.S. 457 (1892) を境に、立法資料を利用した制定法解釈方法＝インテンショナリズムが定着し、1970年代にピークを迎えるまで制定法解釈実務に占めるこの方法論の割合は増加し続けていった<sup>(17)</sup>。アメリカにおいて1970年代までにインテンショナリズムが

---

(15) Harry W. Jones, *Drafting of Proposed Legislation by Federal Executive Agencies*, 35 A.B.A. J. 136 (1949), at 136.

(16) See, e.g., Peter L. Strauss, *When the Judge Is Not the Primary Official with Responsibility to Read: Agency Interpretation and the Problem of Legislative History*, 66 Chi.-Kent L. Rev. 321 (1990).

(17) See David S. Law & David T. Zaring, *Law Versus Ideology: The Supreme Court and the Use of Legislative History*, 51 Wm. & Mary L. Rev. 1653 (2010), at 1715 & fig.5; Zeppos, *supra* note 9, at 1104-05 & fig.7.

主要な制定法解釈方法論に上り詰めた理由としては、容易に幾つかの要因を想定することができる。

2 まず Zeppos は、制定法解釈において立法資料の利用が漸次増えているのは、裁判所の解釈方法論の変化を意味するものではなく、もともと 1890 年代まで議会スタッフが少なく立法資料の作成自体が希有だったために、裁判所が引用するに足りる質的・量的規模がなかったからに過ぎない、との仮説を提示している<sup>(18)</sup>。

実際、植民地時代には、母国イギリスにおいて国王の検閲をおそれた議会は討論記録を公刊する慣習を持たなかったために、植民地議会も立法過程の記録を公刊することはなかった。建国後、アメリカ連邦議会は合衆国憲法のいわゆる「議事録条項 (Journal Clause) (第 1 編 5 節 3 項) を受けて<sup>(19)</sup>、1789 年から審議過程の骨子録を公刊するようになったが、当初はその内容は可決法案を列挙した極めて簡素なものであり、また許可を受けて民間会社が出版した審議過程の記録も不正確であったため、資料としての実用性・信頼性に乏しかった。連邦議会が詳細な審議過程を記録した連邦議会議事録 (Congressional Record) の公刊を開始するに至ったのは 1873 年である。また下院の審議で委員会報告書が用いられるようになったのは 1830 年代頃、そして下院が提出法案に委員会報告書の添付を義務付け、委員会の議事録の公刊が開始されたのは 1880 年である (上院については 1900 年頃とされる) ところ<sup>(20)</sup>、確かにこの時期前後より、連邦最高裁は制定法解釈に際して立法資料を頻繁に引用するようになる。他方で連邦と異なり、州裁判所では立法資料を参照して制定法解釈されることが少ないことが知られているが、多くの州では現在においても州議会資料が公刊されていないことも原因として考え

---

(18) See Zeppos, *supra* note 9, at 1105. Hans W. Baade, "Original Intent" in *Historical Perspective: Some Critical Glosses*, 69 *Tex. L. Rev.* 1001 (1991), at 1084-85.

(19) U.S. Const. art. I, sec. 5, cl. 3.

られる。<sup>(21)</sup>

3 またインテンショナリズムの漸次的増加の要因として、裁判所の業務に占める制定法解釈自体の量的変化も指摘できる。19世紀中期頃までの連邦裁判所の法解釈業務とは、少数の連邦制定法、しかも古典的コモン・ローを具体化したものを対象とするに過ぎなかった。しかし南北戦争以後、連邦政府の規制権限の拡大が是認されはじめると、コモン・ローを修正する制定法が次第に制定されはじめた。20世紀後も制定法の仕組みは複雑さを増し続ける一方で、制定法は、前世紀以来の詳細・具体的な規定形式から脱却して、行政機関に予想外の事象に対処させるべく、条文中に一般的文言（general word）を含むようになった<sup>(22)</sup>。そこで司法資源の有限性に直面した裁判所は、端的に立法資料に魅力を感じるに至ったという説明である<sup>(23)</sup>。実際、後述するように、特に1930年代のニュー・ディール期における急激な行政国家化の進展と、それに伴い連邦制定法が増加した時期に、制定法解釈方法論の転回が

---

(20) アメリカ連邦議会の立法資料の整備史について、Nicholas R. Parrillo, *Leviathan and Interpretive Revolution; The Administrative State, the Judiciary, and the Rise of Legislative History, 1890-1950*, 123 *Yale L.J.* 266 (2013), at 271-72; Richard A. Danner, *Justice Jackson's Lament: Historical and Comparative Perspectives on the Availability of Legislative History*, 13 *Duke J. Comp. & Int'l L.* 151 (2003), at 165-70; James J. Brudney, *Canon Shortfalls and the Virtues of Political Branch Interpretive Assets*, 98 *Cal. L. Rev.* 1199 (2010), at 1217-22.

(21) Harry Willmer Jones, *Extrinsic Aids in the Federal Courts*, 25 *Iowa L. Rev.* 737 (1940), at 737-38. 州裁判所の制定法解釈の動向については、see generally Abbe R. Gluck, *The States as Laboratories of Statutory Interpretation: Methodological Consensus and the New Modified Textualism*, 119 *Yale L.J.* 1750 (2010).

(22) 望月礼二郎『英米法（新版）』（青林書院、1997年）129～130頁参照。

(23) See Stephen Breyer, *On the Uses of Legislative History in Interpreting Statutes*, 65 *S. Cal. L. Rev.* 845 (1992), at 868; James J. Brudney, *Congressional Commentary on Judicial Interpretations of Statutes: Idle Chatter or Telling Response?*, 93 *Mich. L. Rev.* 1 (1994), at 44, n177; Patricia M. Wald, *Some Observations on the Use of Legislative History in the 1981 Supreme Court Term*, 68 *Iowa L. Rev.* 195 (1983), at 197; William N. Eskridge, Jr., *Dynamic Statutory Interpretation* (Harvard University Press, 1994), at 209.



生じたことを多くの論者が指摘している<sup>(24)</sup>。

4 これら上記の仮説は、立法過程及び司法過程の実際を踏まえた説明であり、また 1890 年代からのインテンショナリズムの展開原因を時間軸的に説明しうるものであるが、しかし立法資料の価値に対する理解の変遷に即した理論的説明としては十分ではない。

以下、本章では制定法解釈における立法資料の利用方法をめぐる歴史的変遷について概観することで、上記の点について検討することとしたい。そのことは付随的に、制定法解釈方法論の変遷過程をも概観することとなる。これを踏まえ、個々の制定法解釈方法論の検討を第 2 章以下で行う。

## 第二節 イギリスにおける制定法のエクイティ (equity of the statute)

### 1 Millar 判決と外部資料排除準則

次節にてアメリカ建国期の制定法解釈論を検討する前提として、本節では建国期のアメリカに多大な影響を与えたと思われるイギリスでの制定法解釈の慣行について検討する。アメリカ建国期には、既に後世の制定法解釈論の基底をなす二つの思考方法が抽出し得る点に、同時代を検証する意義が見出される。そしてそれらの思考は、イギリスに由来するものであった。

前述の通り、イギリスでは制定法解釈についてテクスチュアリズムが採用されてきた。イギリスでは 1771 年には議会で審議録の公刊が開始されたが、その直前、王座裁判所 (King's Bench) による *Millar v. Taylor*, 98 Eng. Rep. 201 (K.B. 1769) は、コモン・ロー上の著作権が制定法によって制限されることはないとの結論を導く際に、制定法解釈にあたって議会で議論や法案段階での文言表現に依拠して解釈をすることを許さないとする外部資料排除準則を採用した<sup>(25)</sup>。そして同準則は 19 世紀中頃にハンサード国会議事録

(24) See, e.g., Parrillo, *supra* note 20; Baade, *supra* note 18, at 1088.

(25) 田中英夫『英米法総論 (下)』前掲註 (2) 503 頁、505 ~ 506 頁、望月礼二郎『英米法 (新版)』前掲註 (22) 128 ~ 129 頁参照。

（Hansard）が出版されるに至っても継続した。

Millar 判決は、次のように外部資料排除準則の根拠を説明する。即ち、

「議会の制定法の意味（sense and meaning）は、それが法として可決された際に発せられたものから理解されなくてはならず、それが提起された一院【庶民院】での形成過程（history of changes）から理解されてはならない。そのような過程は、他の議院も君主（Sovereign）も知るはずがないのである<sup>(26)</sup>。」

Millar 判決の上記説明からは、外部資料排除準則の根拠として、法解釈における客観主義、立法過程における立法資料の不作成故に立法過程の詳細が他の法形成者に共有されていないといった視点を伺うことができる。

また、外部資料排除準則が採用された背景として、しばしば議会主権原則が言及されることがある。即ち 1688 年の名誉革命（Glorious Revolution）以後、議会意思が最高かつ絶対的であるという議会主権原則が徐々に浸透するにつれ、裁判官が立法資料に仮託して自由な法解釈を行うことは裁判官が立法者の権能を侵奪することと等しいとの危惧が認識されるようになったのである<sup>(27)</sup>。

ただ Millar 判決は、立法資料の信頼性の欠如を指摘する際に、貴族院だけでなく制定法裁可権（拒否権）を持つ国王も立法資料の内容を知る由もないことを指摘しており、成立当初の外部資料排除準則を単純に議会主権と結びつけることはできないであろう。また単に信頼に足る立法資料が存在しなかっただけで、Millar 判決がコモン・ロー上の制定法解釈準則を意識していたかどうかは不明である。

ともかくも Millar 判決からは、外部資料排除準則の根拠として立法資料の

---

(26) Millar v. Taylor, 98 Eng. Rep. 201 (K.B. 1769), at 217.

(27) See William D. Popkin, Statutes In Court; The History and Theory Of Statutory Interpretation (Duke University Press, 1999), at 19. 望月礼二郎『英米法（新版）』前掲註(22) 128 頁。

信頼性の欠如、客観主義、議会主権といった要因を伺うことができ、これらの要素に対する評価の変容が、後世における立法資料の利用方法論の正統性に影響を与えることとなる。

## 2 制定法のエクイティ

以下では、Millar 判決当時に警戒されていた裁判官の制定法解釈方法の一つ、即ち「制定法のエクイティ (equity of the statute)」について見る。

制定法のエクイティとは、判決例を法源として裁判する場合と同様に、「類似の事件には同じ決定が下されるべし」という中世的な衡平観念の発現として、「制定法が一定の弊害をただすために定めた救済方法を、その弊害と同質の、規定対象以外の弊害にも及ぼすべし」、とする制定法の規定の拡張的適用の方法である<sup>(28)</sup>。制定法のエクイティとは、即ち制定法の本質、目的、理性のことであり、制定法のエクイティ準則の下で、裁判官は制定法を適用することがエクイティに適合しない解釈となる場合には、制定法の文理 (letter) に反してもエクイティに適合する解釈を行うべきであるとされ、裁判官は制定法の本質ないし正義の観念に照らして制定法の文言を自由に拡張 (enlarge) し、または縮小し (diminish) た<sup>(29)</sup>。

例えば Edmund Plowden は、Eyston v. Studd, 75 Eng. Rep. 688 (K.B. 1574) の注釈において、制定法のエクイティについて次のように述べている。

「法を形成するものは法の言葉ではなく、その中にある意味 (sense) であり、我が法は (その他のものと同様に) 次の二つのもの、即ち、肉体と精神から成る。法文

(28) 望月礼二郎『英米法 (新版)』前掲註 (22) 122 ~ 124 頁参照。

(29) 先の引用も示すように、厳密には「制定法のエクイティ」は制定法の拡張的適用の方法のみを指すが、ここでは制限的適用の方法も含む「エクイティに適合する制定法解釈 (equitable interpretation of statutes)」と互換的に、広義の意味で用いる。See John F. Manning, *Deriving Rules of Statutory Interpretation from the Constitution*, 101 Colum. L. Rev. 1648 (2001), at 1651, n24.

が法の肉体であり、法の意味（sense）や理性（reason）が法の精神である…。」「ときに法文は分かっているけれども、法の意味は分かっていることが起こるのは、意味が法文よりもより狭く矛盾していたり、逆により広い場合があるからである。そしてエクイティ（equity）は…法文を広げたり、狭めたりと作用する…。」「そこで人は法文のみでなく…、エクイティによって加減され教導される意味にも依拠すべきであ…る…。そしてエクイティによって制定法の法文が制限され、あるいは拡張されている場合に正しく解釈するためには、制定法を吟味する際に、立法者が目の前にいて、エクイティに触れながら彼に知りたい疑問を尋ねてみる、と想定するのが良い方法である。そして彼がもし目の前にいたならばこのように答えた、と想像しうる解答を、自ら提示しなくてはならない<sup>(30)</sup>。』

同様に William Blackstone も、裁判官のエクイティに適合する制定法解釈（equitable interpretation of statutes）について次のように説明している。即ち、「立法者の意思（will）を解釈するための最も公正かつ合理的な方法は、法が形成された時点での彼の意図（intentions）を、最も自然かつ確実な徴表（signs）によって探求することである。」そして Blackstone はその徴表として、法文（words）、文脈（context）、主題（subject matter）、影響と結果（effects and consequence）、法の精神と理性（spirit and reason）の5つの要素を挙げる<sup>(31)</sup>。そして Blackstone は最後に提示した法の精神と理性について、「法文（words）が曖昧な場合に、法の真の意味を発見する最も普遍的で効果的な方法は、法の精神と理性（spirit and reason）、あるいは立法者が法を制定しようとした動機（cause）を考慮することである。」と述べる。そしてこの方法論から、いわゆるエクイティが惹起されるとし、「法の中に未来の全てのケースを予測し表現することはできないため、法の一般的命令を個別のケースに適用する際に、立法者が（もしも予測していたなら）自ら限定したであろう状況を限定（define）する権限が認められなければならない<sup>(32)</sup>。」とする。

---

(30) Eyston v. Studd, 75 Eng. Rep. 688 (K.B. 1574), at 695, 699.

(31) 1 Blackstone, Commentaries \*59.

このようにアメリカ建国前の時期のイギリスの裁判官は、制定法のエクイティ準則の下で、条文を文理解釈するにとどまらず、場合によってはその固有の権能として、制定法の文言の適用範囲を法文に示されないケースにまで拡張し、又は縮小する衡平な権力 (equitable power) を行使していた。裁判官が実質的に制定法の修正を内実とする自由な制定法解釈を行使し得たのは、コモン・ロー裁判官が紛争の裁断のみならず、国王の権限を代行して、あるいは議会議員を補佐して法の立案作用にも関与する立法者でもあり、些細な立法上のミスや想定外の事象を解釈段階で補正し得る立場にあると自ら考えていたこと、従って制定法の形成と解釈の作用が未分化だったことに依る。従って制定法のエクイティは、司法部と立法部が立法作用を共有していたという当時のイギリスにおける特有の統治構造に状況規定されるものであった<sup>(33)</sup>。しかしここに制定法解釈論において裁判官が担う一つの役割の原型を見出すことができる。

しかし、裁判所が自己の領分において歴史的に発展させてきたコモン・ローでの解釈方法と同様の自由な方法を、自己の領分とは異なる議会制定法を解釈する際にそのまま採用し、立法者として振る舞うことは、次第に立法府の権限を篡奪するものであるとの懸念を生じさせる。Plowden と Blackstone の言明に示されているように、制定法のエクイティが立法者意思を解釈の考慮要素の一つに含めたのは、裁判所が自らの制定法解釈の正統性を確保する方策という側面があったのであろう<sup>(34)</sup>。ここで立法者意思 (the intent of Congress) には、制定法の具体的な適用のされ方について立法者が現実には有

---

(32) *Id.* \*61-62. *see also* \*91.

(33) Manning, *supra* note 29, at 1663. John F. Manning, *Textualism and the Equity of the Statute*, 101 *Colum. L. Rev.* 1 (2001), at 8-9. John Choon Yoo, Note, *Marshall's Plan: The Early Supreme Court and Statutory Interpretation*, 101 *Yale L.J.* 1607 (1992), at 1610-12. 平良「英米法における制定法解釈と先例」*法学研究* (慶応) 26 卷 11 号 (1953 年) 5 頁参照。

(34) 望月礼二郎『英米法 (新版)』前掲註 (22) 123 頁参照。

していた意思を指す場合と、制定法全体の一般目的を示唆するに過ぎない場合とがあるところ<sup>(35)</sup>、Plowden と Blackstone の言う立法者意思とは、前者ではなく、立法者の立場に立って想像的に構想される後者を指すものと思われる<sup>(36)</sup>。しかしそのような立法者意思を根拠としてであれ、裁判官の自由な解釈を許容することにはやはり危惧を生じさせていたのである。

例えば Blackstone は先の言明に続けて、エクイティが本質的に個別事件の個別状況性に依拠するものであり、エクイティの準則性を明示することは困難としつつも、裁判官がエクイティを広く利用することになれば裁判官は立法者と同様になるため、「エクイティなき法」と「法なきエクイティ」を比べれば、前者が公共善（public good）にとってまだましである、との見解を示しており、議会主権の確立、及びそれが伝統的なエクイティに適合する解釈に及ぼす影響の過程が看取される<sup>(37)</sup>。

このように議会主権の確立の影響で、アメリカ建国期前のイギリスにおいて制定法のエクイティ準則がなおどの程度の影響力を保持していたかについては議論があるが<sup>(38)</sup>、制定法のエクイティ準則はアメリカの方法論にも多大な影響を及ぼすこととなった<sup>(39)</sup>。

---

(35) James M. Landis, *A Note on "Statutory Interpretation"*, 43 Harv. L. Rev. 886 (1930), at 888.

(36) William N. Eskridge, Jr., *All About Words: Early Understandings of the "Judicial Power" in Statutory Interpretation, 1776-1806*, 101 Colum. L. Rev. 990 (2001), at 1002; Manning, *supra* note 32, at 34-35.

(37) 1 Blackstone, *Commentaries* \*62.

(38) See Popkin, *supra* note 27, at 19; Eskridge, *supra* note 36, at 1007-09.

(39) Blackstone のエクイティに適合する解釈の内実と建国前後のアメリカ法曹界への影響については、See William S. Blatt, *The History of Statutory Interpretation: A Study in Form and Substance*, 6 Cardozo L. Rev. 799 (1985), at 802-08; Yoo, *supra* note 33, at 1609-10. Blackstone を引用してエクイティに適合する解釈を展開する連邦派の最高裁判事として James Wilson などがいる。2 *Collected Works of James Wilson* (Robert G. Kermit L. Hall & Mark David Hall ed., 2007), at 123.

### 第三節 建国期における制定法解釈（～ 1790 年代）

1 アメリカ独立戦争の直前に判示された *Millar* 判決の内容が植民地アメリカにいつ、どの程度周知されたかは不明であるが、およそ合衆国憲法制定時には法律家の一部は熟知するに至っていたと想定できるとする研究がある<sup>(40)</sup>。しかし、アメリカ建国前後の時期、議会にて立法資料が作成されていないか、あるいは作成されていても不十分なものであったため、当時は制定法解釈に立法資料を利用することは可能か、という問題自体が存在していない。

そこでまずは建国期において、イギリスでの制定法のエクイティがどの程度アメリカ社会に受容されていたのかの検討を先行させる。アメリカ建国前後、あるいは合衆国憲法制定前後の州（邦）・連邦裁判所での解釈慣行、憲法起草者の見解に関する資料を踏まえて、建国当時のアメリカ社会が裁判官の行う制定法解釈についてどのような立場を取っていたか、とりわけ「司法権（judicial Power）」の範囲に関する理解については論争があるところである。

#### 2 連邦派

まずイギリスから継承した伝統の一つに従い、司法権の行使として裁判官による制定法のエクイティを是認する立場も存在した<sup>(41)</sup>。この立場は、債務者保護立法のように、大衆に支配された議会による利益集団立法の横行が人民の権利を侵害するとの危惧を重視して、議会からの権利保障を裁判官に求めた連邦派（Federalist）の中に多く見られる。

例えば合衆国憲法の承認（ratification）を前に反連邦派の主張に対抗する必要に迫られた Alexander Hamilton は、『ザ・フェデラリスト』第 78 篇におい

(40) Baade, *supra* note 18, at 1009.

(41) 田中英夫『英米法総論（上）』前掲註（3）197～198頁、及び伊藤正己・木下毅『アメリカ法入門（第5版）』（日本評論社、2012年）48～49頁によれば、「独立直前の植民地」において「イギリス法への志向」が特に高まったとされる。連邦派もイギリス法に好意的であった。田中・前掲註（3）230、254頁参照。

て、多くの邦憲法と異なり、連邦憲法案（Article III）が連邦裁判官の終身制と給与保証を規定することの意義を、次のように説いていた。

「判事の独立性が、社会に時おり起こる激情の効果を妨げるのに欠くことのできない安全弁として役立つというのは、単に憲法違反に関係してだけではない。こうした激情は、特定の階層の個人的権利が、不当な、一方的な法律によって侵害されるということに及ぶこともある。この場合にもまた、そのような法律の苛酷さを緩和し、その施行を限定するという面で、判事の断固たる態度がきわめて重要となってくる<sup>(42)</sup>。」

エクイティの用語は慎重に避けられているものの、ここでの Hamilton の見解は、司法権を制度的に独立させ裁判官による制定法の縮小解釈を保障することによって、邦議会の横暴から人民の権利保障を確実なものにする、という文脈で制定法のエクイティを語るものである<sup>(43)</sup>。また Hamilton は、不正義実現の阻止という点では違憲審査と制定法解釈が共有する価値を有するものと考えていたことが窺える<sup>(44)</sup>。

建国初期の判決の中にも、制定法の明文規定を離れてエクイティに適合する解釈を是認するものが邦・連邦を問わずあった<sup>(45)</sup>。例えば *Wiscart v.*

---

(42) The Federalist No. 78 (Clinton Rossiter ed., 1961), at 470 (Alexander Hamilton). 訳出は A. ハミルトン・J. ジェイ・J. マディソン（斎藤真・中野勝郎編訳）『ザ・フェデラリスト』（岩波書店、1999年）348頁に依った。

(43) 更に Hamilton は、制定法間の意味の矛盾を解決するために裁判所が行使するものとしての「司法裁量 (judicial discretion)」という用語を用いている。他方で Hamilton は「裁判所は法の意味を宣言しなければならないのである。それが、もし裁判所が判断 (JUDGEMENT) のかわりに意思 (WILL) を行使するとすると、結果において、立法機関の選択にかえて自己の選択を行うことになる。」とも述べて「判断」と「意思」の作用を区別しており（346頁）、Hamilton が裁判官のエクイティに適合する解釈を是認していたかどうかについては論争がある。Compare Manning, *supra* note 33, at 82-85; Eskridge, *supra* note 36, at 1051, 1056-57; Popkin, *supra* note 27, at 51-52.

(44) See Popkin, *supra* note 27, at 46-48.



D'Auchy, 3 U.S. (3 Dall.) 321 (1796) において、Oliver Ellsworth 最高裁長官は、やはり制定法のエクイティという概念を用いることはないにせよ、傍論でまさに同観念に言及している。

「法は、実際、不適切で都合が悪い (inconvenient) ものであるにせよ、しかし、裁判所の決定にとってより重要なことは、法が何であるかと思案することよりも、法が何であるかを認識することである。しかしながら、巡回裁判所による事実陳述書 (statement of facts) が確定的であるとの解釈が正義の拒否に匹敵し、人々の権利を苛酷に侵害し、いかなる一般的な害悪 (mischief) にも寄与することがあるというのであれば、私はそこで法の合理的な表現以外のいかなるものにも訴え出るべきであると考え…<sup>(46)</sup>。」

このように建国期のアメリカの人々が想定する制定法解釈に関わる「司法権」の範囲の中には、単に制定法を字句通りに適用するだけでなく、法文その精神に沿って理解することで制定法を改良 (縮小) し又は補充 (拡張) する権力が含まれていたことが再考される<sup>(47)</sup>。

### 3 反連邦派

他方で建国期には、革命体験により議会主権を母国よりもより人民主権的に理解し、人民を保護する議会制定法を重視する一方、裁判官の活動に敵対的な政治的立場を採るものもあった。このような動向は裁判官の任命過程を議会の統制下に置いて裁判官の独立を制限する諸邦憲法にも体现されているが、制定法解釈については、連邦司法部がイギリスの裁判官と同じように解釈すること、即ち制定法のエクイティに危惧を抱く見解に帰結した。例えば

---

(45) 建国後の邦ないし州裁判所の制定法解釈慣行について、Eskridge, *supra* note 36, at 1013-30. 憲法制定後の連邦最高裁の制定法解釈慣行について、*id.* at 1060-70.

(46) *Wiscart v. D'Auchy*, 3 U.S. (3 Dall.) 321 (1796), at 328-29 (Ellsworth, C.J.)

(47) Eskridge, *supra* note 36, at 992.

Thomas Jefferson は、「裁判官を法文の厳格さから解放し、法務官の裁量と共にそのエクイティの中を彷徨うことを許すならば、法システムは全体として不確かなものとなる。」と述べている<sup>(48)</sup>。合衆国憲法承認時には、反連邦派からは、裁判官が連邦法を拡張解釈して州に適用し、中央政府の権力を強大化することで、人民のコモン・ロー上の諸権利及び州（邦）の自治が害される、との懸念が示されていた<sup>(49)</sup>。

そしてまたこの立場を徹底する者の中には、裁判官の法解釈の対象を法文に限定する徹底したテクスチュアリズムを採用する者もいた。例えば反連邦派の危惧を共有していた Samuel Chase 判事は<sup>(50)</sup>、*Priestman v. United States*, 4 U.S. (4 Dall.) 28 (1800)において次のように述べ、イギリスの解釈方法論がアメリカに妥当するか、疑問を呈している。

「イギリスにおける制定法解釈のために下された諸準則によって、またそれらを欲しいままに適用してきた裁量によって、イギリスの裁判官は立法権を保持していると考えられてきた。そして彼らは裁判所の解釈の提示と見せかけて、実際はイギリス王国の制定法の大部分を形成してきたのである。これらの解釈準則の中でも、議会の意図とその言葉とを区別しつつ、裁判官の意見によって、法文上制定法の及ぶ範囲に含まれる事例であることが明らかであるにも関わらず、制定法の意味（meaning）の中に含まれない事例は制定法の及ぶ範囲に含まれるべきでない、とされたり、逆に法文上制定法の及ぶ範囲に含まれないことが明らかであるにも関わらず、制定法の意味に含まれる事例は含まれて然るべきである、と宣言されることほど危険なものはない。」「しかしながら、アメリカの裁判所に座している私としては、

---

(48) Letter from Thomas Jefferson to Philip Mazzei (Nov. 1785), in 9 *The Papers of Thomas Jefferson* 67 (Julian P. Boyd ed., 1954), at 71. アメリカにおけるエクイティの継受の困難性については、田中英夫『英米法総論（上）』前掲註（3）254～255頁も参照。

(49) Eskridge, *supra* note 36, at 1043-49; Popkin, *supra* note 27, at 49-50. Eskridge によれば、Hamilton は『ザ・フェデラリスト』第78篇において、縮小解釈の必要性について述べるだけで、制定法の拡張的適用という反連邦派による危惧に対して、明確な反論ができていない。Eskridge, *supra* note 36, at 1056-57, 1103.

(50) Eskridge, *supra* note 36, at 1065.

立法者の表現、即ち制定法の文言 (letter) に、それが曖昧で疑問の余地がない限り、常に従う義務があり、法が不合理 (impolicy) であるとか、苛酷であるといった思索に耽ってはならないと考える<sup>(51)</sup>。」

Chase 判事の見解には、後述する「忠実な代理人理論 (faithful agent theory)」の影響が看取できる。

#### 4 忠実な代理人モデルと協調的パートナーモデル

(1) アメリカにおいて制定法のエクイティがどの程度継受されていたかについての認識の相違は、現代の制定法解釈の理論構成にも影響を及ぼしている。

第 4 章で検討する制定法解釈論におけるテクスチュアリズムを採用する論者は、憲法解釈方法論としてはオリジナリズム (originalism : 始原主義) を採用する者が多い<sup>(52)</sup>。この立場は、憲法典は、1787 年における起草者及び 1789 年の憲法批准者達が現実には有していた意思についての歴史的証拠に即して解釈すべきとする立場であるから、憲法制定当時にアンチ・テクスチュアリズム的な制定法のエクイティの慣行が存在したという歴史的事実は受入れがたいはずである。しかしテクスチュアリストである John F. Manning は、制定法のエクイティは合衆国憲法制定時 (1789 年) の法社会では既に通用する法原理ではなくなっていたと評価する。

Manning によれば、確かに建国期の諸議論の中には制定法のエクイティないしその類似概念が用いられる場合があったが、それは単に当時の法律家が自身の慣れ親しんだイギリスの法律書から意図無く引用しているに過ぎない。判決については当時の判例全体から見れば一部であり、憲法承認論では

---

(51) Priestman v. United States, 4 U.S. (4 Dall.) 28 (1800), at 30 n.1 (Chase, J.)

(52) テクスチュアリストがオリジナリストでもあることを示す例として、Manning, *supra* note 33, at 8.

裁判官の「制定法解釈」論は議論の対象にすらなっていない。また憲法承認前の諸邦の邦憲法が規定する立法権・司法権の権力配分に関する枠組みは極めて雑多であり、従って邦における制定法解釈慣行を精査しても、連邦司法権の範囲について統一的思考態様を理解することはできない。以上から Manning は、合衆国連邦憲法の構造そのものから憲法起草者の意図を推測するのが合理的であると述べる。

そして立法作用と司法作用の行使主体を明確に区別する厳格な権力分立構造を採用する合衆国憲法を見れば、憲法起草者が、イギリス（そしてアメリカでも一部の邦）の特有の統治構造を前提とする制定法のエクイティを司法権の範囲の中に含むと考えていたとは想定できない<sup>(53)</sup>。むしろ Chase 判事の Priestman 判決が示すように、忠実な代理人説（*honest agent theory*）が前提にされていたものと理解されるべきである。ここで忠実な代理人説とは、制定法解釈における裁判官の役割は法解釈における自己の意思と法の意思の区別を意識した上で、法を適用するにあたり自ら法を形成することを慎み、法形成者たる議会の意思を忠実に適用しなければならないとする理解であり<sup>(54)</sup>、権力分立、あるいは法形成と法執行の区別を強調し、立法部の優越思想（*legislative sovereignty*）を制定法解釈に厳格に適用した考え方である。

実際、次節で見るように、Marshall Court において極めて早期に忠実な代理人理論が展開されていることから、制定法のエクイティの法理的影響力は、建国後、憲法制定までのアメリカ社会において急速に失われたと Manning は評する<sup>(55)</sup>。

（2）これに対し、例えば William N. Eskridge, Jr. のように、制定法解釈方法

---

(53) Manning, *supra* note 33, at 8-9; Yoo, *supra* note 33, at 1610-12.

(54) Cass R. Sunstein, *Interpreting Statutes in the Regulatory State*, 103 Harv. L. Rev. 405 (1989), at 415; Richard A. Posner, *Legal Formalism, Legal Realism, and the Interpretation of Statutes and the Constitution*, 37 Case W. Res. L. Rev. 179 (1986), at 189.

(55) Manning, *supra* note 33, at 79; *see also* Yoo, *supra* note 33, at 1615.

論としてプラグマティズムを主張する論者は、制定法のエクイティの解釈慣行を法制史的に重視し、建国当初の裁判官の役割は議会の単なる「忠実な代理人」にとどまらず、時に議회를補佐して立法の不備を補い、法形成の任を議会と共に担う「協調的パートナー (cooperative partner)」であったとの見方 (cooperative partnership-cum-agency model) を強調する<sup>(56)</sup>。Eskridge によれば、憲法起草者や裁判官が制定法解釈においてエクイティ概念を用いていたのは、それが当時の通念的概念であったことの証左であること、Philadelphia での合衆国憲法制定会議及びその後の各邦での憲法承認会議における「制定法解釈」に関する議論は、明らかに連邦最高裁が行使すべき司法権の範囲に関してであり、実際、憲法会議の過程を経て、憲法起草者の眼目は裁判官による立法権の強奪防止よりも、むしろ司法権を強化することで議会多数派による人民の権利侵害の防止に置かれていたというのが Gordon S. Wood に代表されるアメリカ歴史学における通説であると反論する<sup>(57)</sup>。

Eskridge の理解によれば、裁判官の法形成作用を積極的に想定する協調的パートナー説は、後述する 1950 年代のリーガル・プロセス理論を経て、現代のプラグマティズムに系譜が引き継がれていることとなる<sup>(58)</sup>。

(3) 但し Eskridge の見解について言えば、憲法起草者の熱意で挿入された司法権の独立規定は、確かに議会による司法への介入を制約するものであるが、それが裁判所による解釈裁量の是認を必ずしも意味するものではないだろう<sup>(59)</sup>。他方で Manning の見解についても、Manning が重要視する権力分立原理自体が何を指すのか、当時でも確定的な理解が形成されている訳ではなかったのではないかと思われる<sup>(60)</sup>。

---

(56) Eskridge, *supra* note 36, at 992; Popkin, *supra* note 27, at 11, 23.

(57) Eskridge, *supra* note 36, at 1036-39.

(58) *Id.* at 992-93, 1094-96.

(59) Popkin, *supra* note 27, at 37.

(60) *Id.* at 34-35, 44-45.

結局、歴史資料によるとも憲法構造によるとも、歴史的事象の解釈・評価の論争は継続されたままであり、当時にとっては裁判官の法解釈に抑制的な立場を取るべきとする雰囲気以上に、確かなことを述べることはできない。ともあれ、植民地時代から憲法制定後の時期における裁判官の法解釈方法論は混成されたものであり、少なくとも当時はテクスチュアリズムが絶対視されている訳ではなかったようである。

## 5 建国期における制定法解釈と立法資料

制定法のエクイティに関する解釈慣行も踏まえて、次に制定法解釈における立法資料の利用についての当時の理解を推測することとする。最初に述べたように、建国期においては、制定法解釈と立法資料という問題設定自体、歴史的資料の中にほとんど見出すことができない。Millar 判決の外部資料排除準則の影響と考えることもできるが、そもそも議会資料の公刊が十分ではないことが原因であるとも考えられるので<sup>(61)</sup>、そのように即断することはできない。

他方で憲法解釈ないし、いわゆるジェイ条約（Jay's Treaty）の解釈については、憲法起草者を含む連邦議員間で憲法承認会議の議論を参照すべきか否かについて一定の議論が交わされている。そしてそこでは、法文外の素材を利用することに否定的な見解が有力だったようである<sup>(62)</sup>。制定法のエクイティ自体がそうであるように、当時は立法者意思が主観的な意味で捉えられていなかったことも、上記動向と整合する<sup>(63)</sup>。憲法解釈論に関してとはいえ、

---

(61) 下院議員 Elbridge Gerry は、1792 年に下院の議事録公開に関係して速記官を設置する決議案を提出した際、「議会の討論を偏りなく公開し、議会の立法上の施策と賛否の理由を正確に述べることは、政府を管理する行政部や、法を解釈する司法部…を助ける場合がある限り、望ましい目的である。」と述べている。Samuel Oppenheim, *The Early Congressional Debates and Reporters* (1889), at 10-11.

(62) Baade, *supra* note 18, at 1010-11, 1014-24, 1033-40.

ここに Millar 判決の影響を看取することもできる。前述のように、Millar 判決によれば、制定法解釈における外部資料排除準則の採用は、議会主権の確立、立法資料の（不）信頼性、客観主義的法思想といった要因が指摘できるが、概ね、植民地時代から建国期にかけて、アメリカにおいても同準則を受容する環境が存在していたと言える<sup>(64)</sup>。従って、前述の激しい文理主義の立場を採った Samuel Chase 判事であれば、仮にアメリカの連邦議会が正確な立法資料を編纂・公刊していたとしても、アメリカの裁判所もイギリスの新しい解釈法理を継受し、立法資料の利用を否定するテクスチュアリズムを採用すべきこととなったであろう。

しかしながら上記の事柄からテクスチュアリズムの始原的正統性を即断することもできない。制定法のエクイティが通用した社会は、一般に権力分立が未分化であるため、裁判官は立法者を補佐して制定法を立案する立場にもあり、従って裁判官が立法資料に当たらなかったのは、立法者の意思を容易に知り得るが故にその必要性がなかったためとも考えられる。

後年、Theodore Sedgwick は、イギリスでの制定法のエクイティ準則について次のように述べている。

「先の時代のイギリスの判例法理の条件は、おそらく法が希少でほとんど可決され

(63) Chase 判事は *Calder v. Bull*, 3 U.S. (3 Dall.) 386 (1798)において、遺言検認裁判所の判決を無効とする Connecticut 州法が憲法の禁じる事後法 (ex post facto law) であるかどうかの争点について、「私の見解では、本件は…禁止という法文の範囲内にはない。…また明らかに本件が禁止の意図の対象ではないと考える。仮に本件を禁止する意図があったとしても、それは法文外の事柄であり、それ故、本件が禁止の対象に含まれていると正当化し続ける判断をしてはならないのである…。」と述べ (at 392)、主観的な立法者意思を否定する法文重視の (憲) 法解釈を徹底する態度を取っていた。

(64) 但し管見の限り、19 世紀のアメリカの裁判例は *Millar v. Taylor*, 98 Eng. Rep. 201 (K.B. 1769)をコモン・ロー上の著作権に関して引用するのみで、外部資料排除準則に關係して引用するものはない。

ることがなく、立法の家業（business）が少数の選別された階級に限定され、そこには実際に裁判官も含まれ、立法部と司法部が同じ場所に、事実は同じ建物に所在していたということであり、そのことから、裁判官は立法者意図についてかなりの個人的知識を有していると自ら考え、そしてまた実際に有しており、そして彼らは自らを立法者と同等の組織であると危うく考えるようになったのであろう<sup>(65)</sup>。」

実際、アメリカ建国期において裁判官と立法者は、多くの場合、同一党派（連党派）に属しており、裁判官は既知の事実として特殊な立法資料を特段参照する必要がなかったとも言えるのである<sup>(66)</sup>。次に見る連党派の判事であった John Marshall も、判決内で示すことなく、法解釈にあたり立法資料を参照している形跡があることが指摘されている<sup>(67)</sup>。

#### 第四節 テクスチュアリズムの生成と確立（1800～1850年代）

##### 1 James Kent の制定法解釈

前述の通り、英米法では古典的に法形成能力の保持者として、議会と並んで裁判所を措定し、かつ立法者よりも裁判所の能力に高い信頼性が置かれていた。議会が制定する制定法もせいぜい既存のコモン・ローを集積したものと観念されていた。議会制定法を素人的として懐疑的立場を取り、コモン・ローの伝統を重視する思考は建国後のアメリカでもしばらく継承された。例えば 19 世紀初期のアメリカの体系書を代表的する James Kent の *Commentaries on American Law* (1826) では制定法よりも判例法の解説が重視され、従って裁判所による法形成、即ち制定法のエクイティになお寛容な立

---

(65) Theodore Sedgwick, *A Treatise on the Rules Which Govern the Interpretation and Application of Statutory and Constitutional Law* (J. S. Voorhies, 1857), at 242.

(66) Eskridge は、従って建国当時の時期においても裁判官が制定法の意味を推測する上で立法的背景を知ること無意味なものとは考えていなかったことを強調する。Eskridge, *supra* note 36, at 1060, 1098-99.

(67) Yoo, *supra* note 33, at 1617, n57.



場が取られる一方、制定法解釈にはほとんど関心が払われていない。Kent は「制定法の解釈についての確立した原則とは、立法者の意図は制定法全体、そして全ての部分から取り上げられ、比較されて得られた見解から推論されるべきであるということである。真の意図がもしも正確に認識できるなら、それは常に法文の文理的意味を凌駕する。法文が明確でないなら、立法者の意図は法の根拠と必要性、認識された弊害、考慮された救済から集められるべきである。そして意図は理性と善い裁量に一致するものに従って取り上げられ、または推定されるべきである<sup>(68)</sup>。」  
 「…制定法はコモン・ローの諸原理を参照して解釈されるべきである。というのは、立法者がコモン・ローに革新を加えようと意図したとは推定すべきでないからである…<sup>(69)</sup>。」

と述べるに過ぎない。

## 2 John Marshall(Marshall Court)の制定法解釈

(1) とはいえ、アメリカでは憲法により法形成は裁判所ではなく議会が担うことが明確に規定されたのであり、従って制定法解釈の問題が出現することとなった。

既に言及したように、建国前後から憲法制定後までの州裁判所及び連邦裁判所 (Jay Court、Ellsworth Court) は、制定法解釈に際して立法者意思 (intention of the legislature) のメタファーに言及する傾向にあった<sup>(70)</sup>。裁判所が制定法解釈の際にその意味内容に疑問がある場合は、正統性を確保すべく、制定法の形成主体の意思に適合するように解決することは、イギリスと比べてアメリカでは憲法構造から一層要請され、制定法解釈の基本原則と考えられるようになった。しかし、その場合の立法者意思の言及がいかなる意味を

---

(68) James Kent, *Commentaries on American Law*, vol. I (1826), at 431-32.

(69) *Id.* at 433.

(70) *See, e.g., Bas v. Tingy*, 4 U.S. (4 Dall.) 37 (1800) (Paterson, J.), at 46; *Ketland v. Cassius*, 14 F. Cas. 431 (C.C.D. Pa. 1796) (Peters, J.), at 433 (Wilson, J.).

有するかにつき、Chase 判事のように文理への忠誠を重視するものと、依然として理性を重視して制定法のエクイティの余地を認めようとするものとの緊張があったとされる<sup>(71)</sup>。

（2）以下で検討する、合衆国憲法批准後の連邦最高裁である Marshall Court (1801-1835)を率いた最高裁長官 John Marshall の制定法解釈の特徴も、「立法者意思」に言及して結論を導くものであった。そして Marshall が立法者意思に言及する意味は忠実な代理人説を背景とするものであった。

まず忠実な代理人説的理解については、Marshall は *Schooner Paulina's Cargo v. United States*, 11 U.S. (7 Cranch) 52 (1812)において、「裁判所の義務は立法者の意図 (the intention of the legislature) を果たす (to effect) ことにある」と述べ<sup>(72)</sup>、また *United States v. Palmer*, 16 U.S. (3 Wheat.) 610 (1818)では、「立法者が自らの意図についての明確な意図を法文の中に示している場合には、裁判所はこれに拘束される。」と述べて、立法者意思に対する忠誠の態度を示している<sup>(73)</sup>。

次に Marshall が言う「立法者意思」は制定法の法文の通常理解それ自体から導かれる客観的な立法者意思である<sup>(74)</sup>。例えば、先の *Schooner Paulina's Cargo* 判決の引用部分に続けて、Marshall は「しかしこの意図は、立法者がそれを伝えるために用いた言葉の中から見出されるべきである。」と述べ<sup>(75)</sup>、また *Pennington v. Coxe*, 6 U.S. (2 Cranch) 33 (1804) では、「法はそ

---

(71) Blatt, *supra* note 39, at 810-13. 実際、19世紀中期までの合衆国連邦最高裁の判決の中にも、制定法のエクイティに依拠した法解釈を行うものがある。*United States v. Freeman*, 44 U.S. (3 How.) 556 (1845), at 565; *Walton v. Cotton*, 60 U.S. (19 How.) 355 (1856), at 358.

(72) *Schooner Paulina's Cargo v. United States*, 11 U.S. (7 Cranch) 52 (1812), at 60.

(73) *United States v. Palmer*, 16 U.S. (3 Wheat.) 610 (1818), at 630.

(74) Baade, *supra* note 18, at 1039-40.

(75) *Schooner Paulina's Cargo*, 11 U.S. 52, at 60.

(76) *Pennington v. Coxe*, 6 U.S. (2 Cranch) 33 (1804), at 52.

れ自体が最良の解釈者 (expositor) であり、立法者の意向 (the mind of the legislature) を探求するために、法の全ての部分が考慮に入れられるべきである<sup>(76)</sup>。」と述べている。

従って Marshall の忠実な代理人説によれば、裁判官は法形成者たる議会の忠実な代理人として、議会が示した文書の中から議会の意思を発見しこれを忠実に適用しなければならない<sup>(77)</sup>。

しかし Marshall の方法論の第三の特徴は、立法者意思を解明するために、単なる文理主義ではなくコモン・ロー上の解釈準則 (canons of construction) を活用するものであった<sup>(78)</sup>。例えば Marshall は *United States v. Fisher*, 6 U.S. (2 Cranch) 358 (1805) で、「知性が立法者の意図 (the design of the legislature) を見出そうと骨折るのであれば、それは思索の助けとなり得るもの全てを捉えるのである。」と述べ<sup>(79)</sup>、次の解釈準則を用いて制定法解釈を行った。即ち、「法の表現が、一般的用法であれ限定的用法であれ、明白で曖昧さが無い場合には、立法者は彼らが明白に示したことを意図して述べているに違はなく、必然的に解釈の余地はないのである。しかし法全体の観点から、あるいは同じ事項について (in pari materia) 他の法律の観点からして、明白な意図が、法の特定の箇所では表現として用いられた用語の文理的意味と異なるのであれば、その意図が優先されるべきである。なぜならそれが立法者の実際の意図だからである<sup>(80)</sup>。」前者が明白な意味の準則 (plain meaning rule)、後

---

(77) 「法の下にある裁判所 (Courts of law) は、立法者に影響を与えたかもしれない動機や、彼らの意図を考慮してはならない。それらは制定法それ自体によって明示されているのである。」 *People v. Utica Insurance Co.*, 15 Johns. 358 (N.Y. Sup. Ct. 1818), at 394-95 (Spenser, J., dissenting).

(78) Yoo, *supra* note 33, at 1618; Manning, *supra* note 33, at 95-99.

(79) *United States v. Fisher*, 6 U.S. (2 Cranch) 358 (1805), at 386 (Marshall, C.J.).

(80) *Id.* at 399. また別の判決では、「制定法を解釈するための諸準則」は「良識 (good sense) によって記述され、太古からの用法により是認され、立法者の意図が実現しようとしたものを要求する」と述べている。 *The Mary Ann*, 21 U.S. (8 Wheat.) 380 (1823), at 387.

者が同一事項解釈則（*rúle in pári matéria*）であり、両解釈準則はいずれも 19 世紀における主要な解釈準則として位置づけられることとなる。

このように Marshall の制定法解釈方法論は、「立法者意思」の探求を重視するものであったが、これを導くために法文の明白な意味と様々な解釈準則からの帰結に限定するものであった。この点で、Chase 判事のような、解釈の素材を法文に限定する反連邦派の一部の立場を否定した。他方で Marshall は解釈準則を駆使するにせよ「立法者意思」の内実を制定法の構造から導かれるものに限定することで、制定法のエクイティの及ぶ領域を狭く設定しており、Marshall Court 以前の方法論的対立のある種の調和を図るものであった。ここに、第 4 章で見る現代の（ニュー・）テクスチュアリズムの萌芽を見ることができる<sup>(81)</sup>。

（3）但し Marshall の制定法解釈は連邦法を対象とするものであったことに留意が必要である。そして 19 世紀中期まで連邦政府の権限は限定的に捉えられていたため、制定法解釈の主たる対象は連邦法ではなく州法であった。他方で州裁判所では、制定法のエクイティないしエクイティに適合する解釈がなお実践されていた<sup>(82)</sup>。田中英夫が指摘しているように、初期の州の制定法には法技術的に未熟なものがあり、裁判所が制定法解釈に仮託して実質的法形成をせざるを得なかったのであろう<sup>(83)</sup>。

従って、Marshall Court の制定法解釈論は 19 世紀前半のアメリカを代表する方法論という訳ではなく、当時の有力な思潮の一つに過ぎなかった。

---

(81) Yoo, *supra* note 33, at 1615-16, 1626; Eskridge, *supra* note 36, at 1072, 1085.

但し、本稿では立ち入らないが、Marshall は憲法解釈論については基本的諸価値を保障するという理由でエクイティに適合する解釈を展開したと評価されている。See Popkin, *supra* note 27, at 76-80.

(82) Massachusetts 州最高裁判事長官であった Lemuel Shaw の制定法解釈方法論を含め、州レベルでのエクイティに適合する制定法解釈の理論動向について、See Popkin, *supra* note 27, at 80-88.

(83) 田中英夫『英米法総論（下）』前掲註（2）503～504頁。

Marshall Court の制定法解釈論が州裁判所と異なる傾向を見せたのは、Marshall がアメリカ法体系システムの「全国化」を図る意図をもったことや、連邦最高裁が中立的で非党派的な審判機関であるとのイメージを形成する必要があったこと、更には連邦政府の政策判断の尊重と推進、及び連邦政府の権限の拡大に資することを目的とした戦略的な形式主義 (strategic formalism) の側面もあったためと言われる<sup>(84)</sup>。しかし後述するように、Marshall Court の制定法解釈論は後世の制定法解釈理論に多大な影響を与えるものであった。

Marshall の制定法解釈論、とりわけ立法者意思の議論から窺われるのは、制定法のエクイティの法理的影響力の低下の様相である。19 世紀に入り、アメリカでも、次第にイギリスでの議会主権思想が浸透していくにつれ、制定法の法源としての地位がその主権性により高まり、制定法のテキストとエクイティが区別されて、制定法それ自体の解釈が実践されたのである。

### 3 法務総裁 (Attorney General) の制定法解釈

この当時における裁判所以外の法解釈慣行、とりわけ行政部の法解釈実務はどのようなものだったのであろうか。ここでは、当時において既に憲法解釈や条約解釈と並んで制定法解釈を主要な業務としていた法務総裁の方法論について検討する<sup>(85)</sup>。法務総裁の法解釈方法論の基礎を築いたのは William Wirt (1817 ~ 29 年在任) である。そこでは、Marshall Court では特段の展開がなかった制定法解釈における立法資料の利用についての言及が既に見られ、かつ、場面限定的ながら立法資料の利用を許容する立場 = インテンションアリズムに好意的見解も見られたことが特筆に値する。

(84) Eskridge, *supra* note 36, at 1085-86; Yoo, *supra* note 33, at 1626-29; Popkin, *supra* note 27, at 73.

(85) 19 世紀初期における法務総裁の議会法律顧問的役割につき、北見宏介「政府の訴訟活動における機関利益と公共の利益 (1) 司法省による「合衆国の利益」の実現をめぐる」北大法学論集 58 卷 6 号 (2008 年) 78 ~ 81 頁参照。

Wirt は 1823 年の二つの法務総裁意見において、制定法解釈に際して委員会報告書の参照を許容している<sup>(86)</sup>。まず財産管理者（legal representative）に対して Mississippi 州と Alabama 州のいかなる公有地でも 1300 アルペンを越えない範囲で補償無しに立ち入る権限を授権した個別法律（private law）の広すぎる文言の解釈について、Wirt は財務省長官に対し、次のように述べて立法資料に依拠した制定法解釈を推奨した。

「私は、君が私に送付してきた法案の表現以外に本件のことは何も分からない。もしもその法案が事実を正確に述べるものであり、本件の考察と判断に適確に係る事実を全て述べるものであるならば、それ以上法案に異論を述べる必要は無い。しかし法案がある範囲で事実を正確に述べるものでなく、また本件の考察と判断に最初に要する事実を全て述べるものでないなら、誤った言明を正し、欠陥を補う答えが必要となる。私は、制定法が基礎を置く委員会の陳情書と報告書は、本件の解釈に少しは役立つところがあるのではないかと思う。このことは、一般的で公共的な性格の立法行為の解釈では許容し得ないかもしれないが、しかし個別法律（private act）（本件は実際、立法行為というよりは補償契約の性格をもつものである）に関しては、このような契約を導きこれを基礎付けた諸状況を検証する上で許容すべきであると考え<sup>(87)</sup>。」

同じく Wirt は、前副大統領に対する債権債務関係の調整を財務省職員に指示する個別法律（private law）について、法案に添付された委員会報告書はそのまま制定法として立法化されたものであるとの認識を示した上で、当該立法資料を利用した解釈を許容した<sup>(88)</sup>。

後年、法務総裁 Benjamin Butler も、同じく債権債務関係の調整を指示する個別法律の解釈について、次のように述べている。

---

(86) Claim of the Representatives of Henry Willis, 5 U.S. Op. Atty. Gen. 752 (Feb. 21, 1823).

(87) *Id.* at 753.

(88) Duties of Accounting Officers, 1 Op. Att'y Gen. 596 (Mar. 7, 1823).

「後に制定法として成立した…法案に添付された上院及び下院それぞれの委員会報告書は…、当該法の解釈に際して生じるあらゆる疑問を解決するために指針として (as a guide) 利用されるべきである。法案は上院の司法委員会によって、その完全な報告書が添付された上で上院で提起され、変更無く可決された。そして法案が下院に届き、その司法委員会に付託された際に、同委員会もまた完全な報告書を作成した。その後、法案は修正無く下院を通過した。このような状況下では、これら二つの報告書はおそらく立法者意図の鍵 (key) と看做し得るだろう…<sup>(89)</sup>。」

Wirt ら、特に Butler の見解は、後世のインテンショナリズムの正当化に資する議論を含んでいることに留意する必要がある。

しかし Wirt らの見解は、「一般法律」についてはインテンショナリズムを否定するものであった。Wirt の基本的な制定法解釈は、むしろ Marshall Court と軸を一つにするものであった。Wirt は、「確かに、制定法の文言が曖昧で疑問の余地がある場合には、言葉の意味を見出すために立法者意思に依拠することが許されるのは確か」であるとしつつも、Chase 判事の Priestman 判決での危惧に言及しながら、「言葉の意味を説明するために立法者意思に依拠するのは、制定法の文言が曖昧で疑問の余地がある場合にのみとするのが安全かつ適切である<sup>(90)</sup>。」とし、その対比として、制定法の文言が明白な場合については、「我々は、最高裁が United States vs. Fisher において、制定法が明白で曖昧ではない場合には、立法者は明白に表現した中に意図を示していると考えべきであり、そのようなケースではもはや解釈の余地はない、とルールを示したのを知っている。彼らはこのルールに唯一の限定【著者注：同一事項解釈則】のみを付加した…。そこで、法文が立法者の意図によって支配されるべきだとしても、その意図は抽象的に何が正しいかについて

(89) Interest on Demands Against the United States, 3 Op. Att'y Gen. 294 (1837), at 294-95.

(90) Fees of Imprisoned Witnesses, 1 Op. Att'y Gen. 424 (1821), at 433.

の思索から単に導かれるべきではなく、制定法それ自体の文面から収集されるべきである…<sup>(91)</sup>。」と述べているのである。

従って Wirt の見解は、制定法解釈における忠実な代理人説の次なる展開として、インテンショナリズムを否定する見解を述べたものとして注目されるべきであろう。

#### 4 Taney Court (1836-64) の制定法解釈論

Wirt らの意見は司法審査に服する機会を持つものではなかったが、Wirt の法解釈方法論は、後の法務総裁、そして Marshall Court に引き続く Taney Court の制定法解釈論にも影響を与えた。Taney Court の *Aldridge v. Williams*, 44 U.S. (3 How.) 9 (1845)に至ってはじめて忠実な代理人説に基づくインテンショナリズムの拒否の姿勢が最高裁において明示されることとなった。

同事案では、訴訟審理において原告が関税法（Tariff Act of 1833）について立法資料（上院審議録）に依拠した法解釈を示したのに対し、被告代理人である法務総裁 John Nelson は Wirt の見解に依拠して当該資料の利用を否定すべきとする答弁書を提出している。法務総裁の経験も有する Roger Brooke Taney 最高裁長官は、Marshall の Fisher 判決を立法資料の利用の文脈の中で展開して、次のように述べている。

「本法を解釈するに際して、裁判所の判断は、いかなる程度であっても、本法が可決される際に行われた議論の中で議会の個々の議員によって示された解釈からの影

---

(91) *Id.* at 433-35. ついでに言えば、Wirt も文言の範囲を超える「エクイティに適合する制定法解釈」を否定する立場を踏襲している。*id.* at 433-34. Hans W. Baade によれば、Wirt が個別法律についてのみ立法資料に依拠した法解釈を許容したのは政治的理由、即ち、財務省への予算配分の関係で議会の意向を注視する姿勢を議会に対して示す必要性があったに過ぎないのではないかとの仮説を述べている。Baade, *supra* note 18, at 1031.



響を受けてはならないし、また法の修正提案についての賛否のために彼らから挙げられた動機や理由から影響を受けてもならない。可決された法が両院の多数派の意思であり、当該意思が示される唯一の形態が法そのものなのである。そして我々は立法者の意図を、制定法の中で使用されている言葉から推測しなければならない。立法者の意図に曖昧さがあるのであれば、法文を同一の法体系の下での諸法と比較しながら、そしてもし必要ならば、制定法が可決された当時の公知の出来事 (public history) を参照しながら、立法者の意図を推測しなければならない<sup>(92)</sup>。」

1856 年には、法務総裁 Caleb Cushing が Wirt の見解と Aldridge 判決を引用して次のように述べている。

「制定法の文言の法的な真意 (intendment) が全ての外部的考慮に対して必ず正当な影響を及ぼすものであることを私は知っている。」「それ故、現最高裁長官がある事件 (Aldridge v. Williams) で述べたように、法解釈者は法制定時の討論において議員によって表明された見解に従ってはならない。また法務総裁 Wirt が (1823 年 2 月 21 日に) 意見したように、議会の委員会報告書は考慮から排除されるべきである。」「…制定法の立法資料の中には解釈の意味に関して決定的なものは何もなく、その種の審理は全て最大限留保をつけながら為されるべきであることは認めなければならない。なぜなら、結局、真の問題は司法的な解釈によって確定される、制定法の文言の法的な真意だからである<sup>(93)</sup>。」

こうしてアメリカにおいても、制定法解釈における外部資料排除準則は、19 世紀中期頃までには司法・行政両部において一応の確立を見ることとなった。

アメリカ版の外部資料排除準則を Mitchell v. Great Works Milling & Manufacturing Co., 17 F. Cas. 496 (1843)における Joseph Story 判事の見解で確

(92) Aldridge v. Williams, 44 U.S. (3 How.) 9 (1845), at 23-24.

(93) City of Georgetown, 8 Op. Att'y Gen. 546 (1856), at 559-560.

認しよう。Millar 判決の外部資料排除準則にならって、Story 判事は立法資料、とりわけ議会審議における発言の利用が否定されるべき二つの理由を述べている。

「議会における法案審議（discussion）において過ぎ去ったものが厳格な司法審査の対象になることは滅多にない。そうであれば、少数の議員の意見が、どのような形で表明されようとも下院全体の見解として考慮されるべきであるとか、せめて多数派の見解として考慮されるべきである、などとはとても主張することはできないだろう。実のところ、制定法解釈についてそのような資料に依拠し得る、又はすべきであるということはほとんどないのである。そこでの議論が厳格な法的根拠に基づいて、論点と正当な解釈準則を十分に熟知した上で行われているかは疑問の余地があり、ほとんどそういうことはない。議論は司法的決定という厳格さではなく、むしろ法案を通し、あるいは破棄させるために賛否の意見が述べられ合うという、一般的に複合的な性格を持つものである<sup>(94)</sup>。」「しかし、仮に下院が法案の文言について一つの解釈を考慮していたとしても、同様の見解を上院あるいは大統領も考慮していたと言うことはできない…<sup>(95)</sup>。」

Mitchell 判決では Millar 判決の法理がアメリカの状況に置換されていることが伺える。第一に国王拒否権が大統領拒否権へと変更されている。また第二に Aldridge 判決と同じく、議員の個人的見解は議会そのものの意思とは見なし得ないこと、即ち議会の討論資料が信頼に足らないことが述べられるが、そこには理性的判断能力を保持する裁判所との比較における、議会の立法能力への不信の思考を垣間見ることができる。Story 判事のこの見解は、20 世紀末の時代にニュー・テクスチュアリズムとして再構成されることになる。

## 5 小括

---

(94) Mitchell v. Great Works Milling & Manufacturing Co., 17 F. Cas. 496 (1843), at 498-99

(95) *Id.* at 499.

ここで 19 世紀中期における外部資料排除準則の一応の確立を帰結した、幾つかの要因を確認することとする。

(1) まず客観主義の隆盛である。特にこの時期、アメリカの法思想を席卷していたのは、法を主権者の命令であると思考する John Austin の法実証主義である。この思想の下では、主権者は人民を代表する議会であるから、議会の忠実な代理人である裁判所が探索すべき立法者意図は制定法の法文それ自体から導かれるべきものと解され、裁判官が立法者の主観的意図を浅慮して法解釈を行うことは立法権の行使であると批判された。それ故、このような一元的統治構造観と法実証主義の下では、立法資料の利用価値も存在しなかった<sup>(96)</sup>。

(2) 次に指摘されるべきは、議会及び人民の権威の向上である。前述の通り、James Kent の注釈書に代表されるように、19 世紀初期は立法者よりも裁判所の法形成能力に高い信頼性が置かれていた。他方でジャクスニアン・デモクラシーを契機として、19 世紀中期までには、法形成能力の保持者として裁判所よりも議会に信頼を置くべきであり、従って法源論においてコモン・ローよりも制定法の価値を重視する議論が活発となった。このような動向の一派は、法の素人である人民が法をより良く理解できるように、法体系をコモン・ローから制定法に仕組み直そうとする法典化運動に結実している<sup>(97)</sup>。

このような思想的転換は、19 世紀中期における法律注釈書の論調の転換にも垣間見える。とりわけ南北戦争前の頃から、制定法解釈に章を割く、あるいはそれに特化した注釈書の刊行もされるようになったが、それら注釈書の

---

(96) 2 John Austin, *Lectures on Jurisprudence* 596-97 (Robert Campbell ed., 4th ed. 1873), at 1023-24. See William N. Eskridge, Jr., *Legislative History Values*, 66 *Chi.-Kent L. Rev.* 365 (1990), at 370. Blatt, *supra* note 39, at 812. Note, *Debates as Aids in Interpreting Statutes*, 13 *Harv. L. Rev.* 52 (1899), at 52 は、インテンショナリズム「を否定する法理を採用する際に、裁判所は文書を解釈する際に当事者の意思の言明は排除するという正当なる証拠法に影響されてきたのかもしれない。」と述べる。

(97) 19 世紀の立法学の焦点は制定法解釈の前にむしろ法典化運動の是非であった。See Popkin, *supra* note 27, at 93-96.

特徴は、James Kent と異なり、議会による法形成とその権威性を重視する一方、裁判所による法形成には懐疑的立場を取る点にある<sup>(98)</sup>。

例えば Theodore Sedgwick はその注釈書（1857年）において、制定法解釈の一般原則として、制定法解釈の対象は立法者意思であるとした上で<sup>(99)</sup>、それは何かを自問検討した後、結論として、

「解釈の原則は、…制定法が明白で曖昧さがなければ、そこに解釈（construction or interpretation）の余地はない」が、「制定法の曖昧な条項の解釈に関しては、裁判所が調査すべき唯一の対象は、制定法に表現された立法者の意思を確かめることでしかない。」

と述べ、忠実な代理人説の採用を明らかにする<sup>(100)</sup>。そして Sedgwick は、立法者が矯正しようとした弊害（mischief）を把握する上で裁判官が何をすべきか問いを立て、イギリス及びアメリカの諸判決及び体系書を渉猟する。その際、制定法のエクイティに関して先に引用したイギリスの判例法理の前提条件を述べた箇所が続いて次のように述べる。

「しかし現代においては、政治部門は微妙かつ厳密であり、立法者も多種多様となり、特に我が国では裁判官は立法者から完全に区別されているので、裁判官が立法者の意図を実際に知るために十分な何らかの個人的知識を有しているということは、事実、有り得ないはずであり、もしそれが実際にあるとしたら、この種の一般的理論ないし緩和された思考は実務上危険に違いない。私は、…我が国の現代の全ての裁判判決の傾向は、立法者の意図を制定法それ自体の中から発見されるべきであるという趣旨である…と考える（強調は原文）<sup>(101)</sup>。」

---

(98) James Kent (1826)、Joseph Story (1831)、Francis Lieber (1839)、E. Fitch Smith (1848)、Sedgwick (1857) の注釈書を下に、制定法及び制定法解釈に関する注釈書の転換過程を分析するものとして、See Popkin, *supra* note 27, at 64-73.

(99) Sedgwick, *supra* note 65, at 229.

(100) *Id.* at 229-231.

こうして Sedgwick は、イギリス法での制定法のエクイティの成立条件がアメリカでは存在しなくなったこと、とりわけ立法者の法形成能力の向上と、裁判官と立法者との構造的断絶（権力分立）を理由として挙げることで、判例法の観察として忠実な代理人説の確立と制定法のエクイティの影響力の低下を明確に指摘している。

(3) 但し、議会の議論は司法的決定という厳格さを保持するものではないとする Mitchell 判決における Story 判事の見解にも見られるように、制定法の権威性は向上しても、立法者が寄与した立法資料に対する信頼まではなお保持されるに至っていない。Sedgwick も立法資料の利用については包括的に、「立法者の意図を確かめる目的のために、法案が可決される前のいかなる外部的事実 (extrinsic fact) も、それ自体は法準則 (rule of law) や立法ではないので、審査することも、また考慮に入れることも全く無い。」と述べている<sup>(102)</sup>。

こうして Millar 判決による外部資料排除準則の成立要因は、概ねアメリカでも妥当する環境が整ったこととなる。

しかし次の時代に向けて、既にこの時期、外部資料排除準則の修正の兆しも窺い知ることができる。Aldridge 判決は、Marshall の影響の下に、法文が明白である場合には明白な意味の準則を用いるが、法文が不明確である場合には、同一事項解釈則に加えて、制定法が可決された当時の public history に依拠することをも示唆した。しかしそのことは、public history を知るために立法資料に依拠した制定法解釈を行いうる理論的余地を残すものでもあった。法務総裁 Cushing の見解も、抑制的ながら立法資料の利用の余地を示すものであった。

また Mitchell 判決と Aldridge 判決が利用を否定した立法資料は議会での審議 (Legislative Debates) であり、委員会報告書 (Committee Report) についての利用

---

(101) *Id.* at 242-243.

(102) *Id.* at 247.

まで明示的に否定したものは法務総裁 Wirt と Cushing の見解のみであった。

（4）最後にこの時期、制定法の法理的価値が向上し、忠実な代理人説が広く法曹関係者に流布されるようになったものの、裁判官が直ちに制定法解釈の文字解釈主義（*literarism*）を採用した訳ではないことに留意する必要がある。建国期の大衆民主主義的制定法に対する危惧は、なお法曹エリートである裁判官に広く共有されていたのであり、法を感情的でなく科学的に捉えようとする裁判官は、法典化運動については反対の姿勢を示すと共に、制定法解釈では、Kent のように言葉の許容範囲内でコモン・ローの客観的価値をなお尊重する解釈を採った。そのような思考は、南北戦争後、憲法論では財産権や契約の自由を制限する制定法を違憲とする実体的デュープロセス論として出現し、制定法解釈論では、それらコモン・ロー上の諸権利を毀損する趣旨が制定法で明示されていない限り、そのような解釈の適用を制限する解釈準則（*common law derogation canon*）の流行として結実した<sup>(103)</sup>。こうして制定法解釈における裁判官の役割論の中の一つの立場、即ち協調的パートナーモデルは、制定法のエクイティの影響力が低下してもなお、19世紀中期においても伏在し続けることとなった。（続く）

※本稿は文部科学省科学研究費【課題番号 25780011】「公法解釈理論の比較法的検証に基づく公法教育方法論及び立法技術論の展開の試み」の助成による成果の一部である。

---

(103) See Popkin, *supra* note 27, at 98-101. なお、平良「英米法における制定法解釈と先例」前掲註（33）13～15頁参照。

他方で判例実務と異なり、当時の体系書では、*common law derogation canon* には否定的な見解が有力であった。例えば Sedgwick は、同解釈準則は「疑いなく長期にわたって法廷で聞き慣れたものであるとしても、なぜ現在の革新的な制定法が何らかの特殊な苛酷さを加えるものと考えられたり、特に厳格な解釈準則に服するべきとされるかは理由が全くない。なぜなら、制定法は著名な、しかし幾分時代遅れとなった判例法理の体系の中にある古びたルールを幾つかを廃止するものだからである。」と述べている。Sedgwick, *supra* note 65, at 317-18.